

令和8年度 新川小学校放課後児童クラブ 入所申込み案内

① 令和8年4月入所の申込みについて

受付期間	令和7年11月4日(火) ~ 令和7年12月26日(金)
受付時間	午前8:30 ~ 午後5:00
受付場所	石垣市子育て支援課 (57~60番窓口)
決定通知時期	令和8年1月下旬ごろ

※郵送での受付は行っておりません。(転入予定の方は事前に下記までご連絡ください。)

※新川小放課後児童クラブに開所時間中に提出することも可能ですが、**お預かりするのみ(12月25日(木)まで)**となります。担当課で書類書類が揃っていることを確認した時点で受付いたします。

※書類に不備がある場合は受付できません。**ご提出前に必ず書類のご確認をお願いします。**

※現在利用中の児童で、継続希望者も申込が必要です※

② 令和8年5月以降入所の申込み期間について

入所希望月	申込受付開始日	申込受付期限	内定通知時期		
5月	令和8年 3月2日(月)	令和8年 4月15日(水)	入所希望月の 前月下旬		
6月		令和8年 5月15日(金)			
7月		令和8年 6月15日(月)			
8月		令和8年 7月15日(水)			
9月		令和8年 8月17日(月)			
10月		令和8年 9月15日(火)			
11月		令和8年 10月15日(木)			
12月		令和8年 11月16日(月)			
1月		令和8年 12月15日(火)			
2月		令和9年 1月15日(金)			
3月		令和9年 2月15日(月)			
受付時間		午前8:30 ~ 午後5:00			
受付場所		石垣市子育て支援課 (57~60番窓口)			

入所申込みについて 問い合わせ先

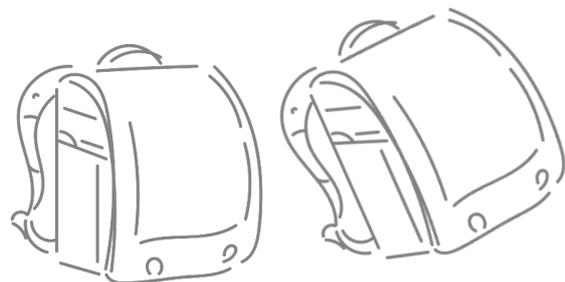
石垣市子育て支援課 ☎0980-82-1704
〒907-8501 石垣市真栄里672番地



も く じ



- 放課後児童クラブとは・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
- 開所時間・利用料について・・・・・・・・・・・・ P 3
- 申込みから入所までの流れについて・・・・・・・・ P 4
- 入所申込みに必要な書類・・・・・・・・・・・・ P 6
- 入所後について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 8



放課後児童クラブとは

○放課後児童クラブとは

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全育成を図ることを目的に行う放課後児童健全育成事業です。

○放課後児童クラブの活動内容

放課後児童の健康管理、安全確保につとめ、情緒の安定を図る。

1. 遊びをとおしての自主性、社会性、創造性を培う
 2. 児童の遊びの活動状況把握と家庭との連携
 3. 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援
- その他、放課後児童の健全育成上必要な活動



○対象となる児童および入所期間

児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、市内の小学校に就学しており、その保護者が下表のいずれかの事情により、昼間に養育を受けることができない児童が対象となります。

※ただし、新川小学校放課後児童クラブについては、新川小学校に通う児童（1年生から6年生）のみ対象となります。

No.	入所事由		入所できる期間 (いずれも最長3月31日まで)
1	就労	居宅外または居宅内の就労のため。	就労する期間
2	出産	出産のため。	産前6週及び産後8週
3	入院	入院のため。	入所を必要とする期間
4	疾病・負傷	疾病、もしくは負傷のため。	
5	障害	心身に障がいをもっているため。	
6	介護・看護	同居及び別居の親族を常時介護・看護するため。	
7	就学	学校へ通うため。	就学する期間
8	災害	震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあたるため。	災害復旧が完了するまでの期間
9	求職	求職活動のため。	90日間

開所時間・利用料について

○開所時間と休所日

【開所時間】

授業のある日	授業のない日
午後1時30分*~午後7時	午前8時~午後7時

*午前中で授業が終わる場合等は下校時刻にあわせて対応します。

【休所日】

日曜日、祝日、慰霊の日(6月23日)、年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)

台風などの天災やインフルエンザ等の感染症等の理由により、学校が臨時休校の日は、児童クラブも休所となります。

○利用料等について

【納付額・納付方法】

利 用 料	月額8,000円以内*	市が発行する納付書により 県内銀行(ゆうちょ銀行を除く)または 市役所会計課で納付してください。
長期休業期間はさらに下記の金額が加算されます。		
学年始休業	1,000円以内*	
夏季休業	5,000円以内*	
冬季休業	2,000円以内*	
学年末休業	1,000円以内*	
おやつ代 その他	実費負担分 (3,000円以内*)	児童クラブで定められた方法で納付してください。

*後日、決定いたします

【納付期日】

毎月月末までに納付してください。

※月の途中で入退所した場合の利用料等は、児童クラブの開所日数に応じ日割計算します。

【利用料の減免について】

次の場合は、利用料の減免を受けることができます。ただし、減免申請書を提出していただく必要があります。

保護者の状況	減免の割合
生活保護世帯	全額免除 (※ 利用料減免申請書 要提出)
災害、病気、その他やむを得ない事由により利用料を納付することが困難になった場合	市税の減免に関する要綱に基づき減免 (※ 利用料減免申請書 要提出)
ひとり親世帯(母子父子世帯)で児童扶養手当又は、母子及び父子家庭等医療費助成の受給者	半額免除(利用料補助事業適用のため、左記証明書類の提出が必要)

※おやつ代などの実費負担分は減免の対象になりません。

※上記表中以外の世帯については、同一世帯から同時に2人以上の児童が児童クラブに入所する場合においても、利用料等の減免はありません。

申込みから入所までの流れ

利用の申込み（受付）

11月4日 から 12月26日午後5時 まで

申込期間を過ぎた場合や書類の不備がある場合は、受付できません。

受付期間後、入所事由（勤務時間の変更、退職、出産・育児休業取得等）や世帯状況が変わった場合は速やかに変更申請を行ってください。

書類審査

電話等による勤務状況や世帯状況など申込内容の確認を行います。

提出書類に虚偽がある場合や勤務確認が取れない場合などは入所できません。

入所決定後については取消し、利用開始後については事実の分かった月の末日で退所となる場合があります。

利用調整（選考）

先着順ではありません。また、継続児童優先ではありません。

原則として市が定める基準により保育の必要性の高い方から選考します。

入所決定

入所決定者へは入所承認通知書にてお知らせします。

入所保留（待機）

●入所保留の方へは入所不承認通知書にてお知らせします。

●入所保留となった場合は空き待ちになり、翌月以降の入所対象となります。

●利用調整は退所等により、定員に空きがあった場合にのみ行われます。

●入所申込書は、令和9年3月入所分まで有効です。

放課後児童クラブ利用開始

選考基準について

継続希望者の場合も申し込みが必要であり、同じ選考基準となります。

定員を超える申し込みがあった場合は、市が定める基準により保育の必要性の高い方から選考いたします。

選考基準により、定員を超える前後で同点数が複数いる場合、要綱に基づき抽選を実施いたします。

詳細は次ページへ

○入所選考について

石垣市の公立放課後児童クラブでは、4月入所の申込者数が募集定員を超えた場合、石垣市放課後児童クラブ入所に関する要綱（以下、入所要綱）に定められた「石垣市放課後児童クラブ入所に関する記録及び基準表」に基づいて入所選考を実施しています。

選考は、基準表に記載された指数の合計値が高い順に行われ、入所が決定いたします。

選考の対象

令和7年11月4日～令和7年12月26日までに申込み受付した児童

申込締切後の申請については選考の対象とはならず、空きが出た場合に限り、申込受付順に入所案内をいたします。

○抽選について

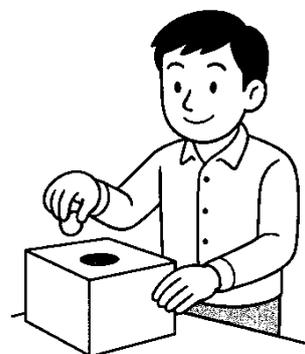
入所要綱第3条の2に基づき、上記の基準表に基づく選考においてもなお、募集定員の35人目前後で同点数が複数いる場合は、公平を期すため市職員による抽選を行い入所決定いたします。

抽選の方法 … くじ引き方式（番号が書かれたボールを箱から取る方法）

※入所者の他、待機が発生する場合はこの場で待機順位もこの方法で決定します。

抽選者（くじを引く人） … 子育て支援課課長

抽選立会人 … こども未来局長



入所申込みに必要な書類

□に✓を入れて必要書類が揃ったかを確認してください

○すべての方が必要な書類 ※児童一人にそれぞれ1部必要です。

□	1. 石垣市放課後児童クラブ入所申込書（様式第1号）	1部
□	2. 放課後児童クラブ児童調査票	1部
□	3. 保護者、同居の祖父母等が昼間に児童を養育できないことを証明する書類（過去3ヶ月以内に発行されたもの）	各1部

3については下記のとおり、理由ごとに書類の提出をお願いします。

■保護者(父母)、18歳以上65歳未満の同居人(祖父母等)を含む全員分が必要

（住民票で世帯分離をしていても、同一家屋に住み、電気・ガス・水道等の光熱費を一緒に負担している場合、同一世帯とみなします。）

■兄弟姉妹で申込みをする場合は写しでも対応可能です

（窓口ではコピーできません。必ず事前にご家庭でご用意ください。）

保護者の状況	必要な書類
□勤務または採用予定の方	□①就労証明書 □②就労状況申告書（就労証明書裏面） ※自営業の方は①②どちらも必要
□妊娠・出産の方	□親子健康手帳（母子手帳）の写し ※表紙と出産日又は予定日が記載されているページ
□保護者自身が入院中の方	□診断書の写し（病名、治療期間、保育できない状態かどうか）
□保護者自身が疾病、負傷中の方	□診断書の写し（病名、治療期間、保育できない状態かどうか）
□保護者自身が障がいの方	□①診断書の写し（障がい名、保育できない状態かどうか） □②障がい者手帳等の写し ※①②どちらか
□家族の介護、看護をしている方（同居、別居、入院等）	□介護・看護証明書（指定様式） （介護・看護の状況、保育できない状態かどうか）
□求職中の方	□求職活動申立書（指定様式） ※求職受付票（ハローワークカード）をお持ちの方は写しを添付
□就学中の方	□①在学証明書の写し ※①②どちらも必要 □②日程表の写し（授業日数、時間が確認できるもの）
□災害復旧にあまっている方	□被災証明書（消防署にて発行）
□ひとり親世帯の方	□①児童扶養手当証書の写し ※①②どちらか □②母子及び父子家庭等医療費助成金受給資格者証の写し

※児童および保護者の状況や勤務先等に変更があった際は、速やかに変更届とあわせて変更後の証明書をご提出ください。

○該当する方のみ必要な書類 ※児童一人につき1部必要です。

<input type="checkbox"/>	1. 利用料減免申請書	1部
--------------------------	-------------	----

下記の減免事由に該当する場合に、提出いただくものです。

この申請書及び添付書類が提出されないと減免されませんので、該当する場合は必ず提出をお願いします。

減免の事由	添付書類
<input type="checkbox"/> 生活保護受給世帯	<input type="checkbox"/> 生活保護受給証明書
<input type="checkbox"/> 災害、病気、その他やむを得ない事由	<input type="checkbox"/> 左記の減免事由に至る前後の収入状況がわかる書類 (所得課税証明書等)

※減免決定を受けた方で、減免に係る申請事由の消滅等、変更があったときは、速やかに市役所子育て支援課へ提出してください。

※ひとり親世帯（母子父子世帯）の場合は、石垣市が実施している「ひとり親への利用料補助事業」を利用し、対象者へは基本利用料を半額にしています。（審査あり）

⚠️ 必ずお読みください ⚠️

（入所決定について）

入所の可否について、ご提出いただいた入所申込書及び就労証明書等に基づき審査し、決定します。**申込書を提出した時点で入所が決定するわけではありませんのでご注意ください。**

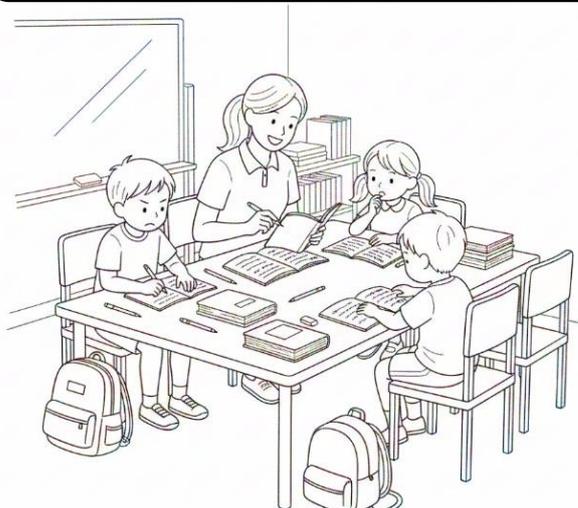
頂いた個人情報については個人情報保護規定に則り適正に管理いたします。

（児童調査票について）

児童調査票は、お子様の状態をよりよく理解し、保育に役立てることを目的とするものです。詳細をご記入ください。

項目によっては関係資料の添付をお願いしています。

回答内容によって入所をお断りする等の不利益はございませんのでご安心ください。



入所後について

○一日の生活（例）

平日		小学校休業日・長期休業日	
(放課後) 午後1時30分～ ～午後7時	☆ただいま ☆おやつ ☆宿題 ☆自主活動 ☆さようなら	午前8:00～	☆おはよう ☆学習 ☆自主活動
		正午～ ～午後7時	☆昼食 ☆自主活動 ☆おやつ ☆自主活動 ☆さようなら

○お休みする場合

欠席などの連絡は、保護者から児童クラブをお願いします。

無断欠席は、事故の原因にもなりますので必ず連絡してください。



○送迎について

登所・降所時、習い事等への送迎はありません。

【降所時・塾や習い事に通う場合】

★習い事等へ通うとき … 保護者がお迎えしてから通うようにしてください。

★午後6時以降の降所 … 原則として保護者がお迎えしてください。

☆児童がひとりで降所する、またはひとりで習い事などへ通うとき

… 保護者と児童とでよく相談・約束をして、保護者から児童クラブ支援員にも事前に連絡してください。

※塾や習い事・部活は、申込みの際に児童調査票にてお知らせください。

追加・変更がある場合も児童クラブへお知らせください。

【小学校休業日の登所について】

朝は必ず保護者の責任において児童が安全に登所できるようにしてください。

(児童の安全を考慮し、できる限り直接支援員に引き渡してください。)

○昼食について

土曜日、長期休業日の昼食は原則としてお弁当を各自、持たせてください。

○おやつについて

児童クラブでは、夕方まで過ごす児童へ補食としておやつを提供しています。

衛生面等を考慮し、その場での完食とし原則持ち帰りは出来ません。ただし、おやつを食べる前にお迎えに来た場合で、持ち帰り可能なもの(個別包装のものなど)の場合は、保護者へ出来る限りお渡しします。その際は賞味期限や衛生面からもその日のうちに食べるようにしてください。

お休みした日のおやつの置き置きやおやつ代の減免はできませんのでご了承ください。



(アレルギーについて)

食物アレルギーのある児童は、おやつ及びお弁当をご家庭でご用意ください。
食物アレルギーのある児童がおやつの提供を希望しない場合、おやつ代は全額免除となります。

※児童クラブでの代替食等の対応はできませんので、ご了承ください。

★アレルギーについては児童調査表に詳細をご記入ください。

アレルギー疾患生活管理指導表をお持ちの方は、写しのご提出をお願いします。

○入所後の各種届について

下記に該当する場合は、石垣市子育て支援課まで届出してください。

届出用紙は窓口でお渡しいたします。

変更届	申込み内容に変更があった場合 変更内容 住所、氏名、連絡先、同居人、入所事由など 届出期日 変更後、速やかに 添付書類 (就労先の変更) 新しい就労証明書
休所届	年度の途中で休所(一か月以上)を希望する場合 届出期日 休所を希望する月の前月15日まで (15日が閉庁日の場合は翌開庁日まで) ※過ぎた場合おやつ代等発生する場合があります。
退所届	年度の途中で退所を希望する場合 届出期日 退所する月の前月15日まで ※利用料等に影響しますので速やかに届出してください。

○新川小学校放課後児童クラブの場所

新川小学校9号棟の2階にあります。

